

市長のこぼれ話

鈴木遺跡

鈴木遺跡は、わが国における旧石器時代を研究するうえで重要な大規模遺跡として、令和3年3月に国指定史跡になりました。鈴木町在住のため、なじみ深い遺跡ですが、まだまだ広く知られていません。

また、保存・活用・整備していく取り組みは、行政だけではできません。地域全体で取り組む必要があります。そのため、保存活用計画を策定します。

現在、素案に対するパブリックコメントを実施中です。ご意見を寄せさせていただきます。

小平市長 小林洋子



新型コロナウイルス ワクチン接種の情報

新型コロナウイルスワクチン接種が受けられる期間は、9月30日(金)までの予定です。この期間内であれば、無料で接種できます。

また、オミクロン株対応ワクチンの接種に向けて、国は接種の実施期間を延長する方向で調整しています。決まりしだい、市報こたゐらや小平市ホームページでお知らせします。

よくある質問

◆接種券に有効期限はありますか。ワクチン接種を一度見送りしましたが、後日、接種を受けたいと考えています。

接種が受けられる期間内であれば、有効期限はありません。ワクチン接種を一度見送られても、後日接種を希望する場合は、接種が可能です。

改めて接種の予約を行い、お手元にある接種券をお持ちになって、接種会場にお越しください。



問合せ

◆電話での予約や相談など

▷小平市コロナワクチンコールセンター ☎0120(985)365 (月曜～土曜日(祝日を除く)、午前9時～午後6時)

◆予約以外の相談など

▷市役所5階503会議室 ☎042(312)1289 (月曜～金曜日(祝日を除く)、午前8時30分～午後5時)

申請はお済みですか 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰などの影響により、さまざまな困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、給付金を支給します。

※申請方法など、詳しくは小平市ホームページ(右下図QRコード)をご覧ください。

支給額 1世帯当たり10万円

※1世帯につき一度まで。また、住民税非課税世帯と家計急変世帯の重複支給はできません。



小平市ホームページ

対象

◆令和3年度住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で小平市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税である世帯

※令和3年度住民税非課税で対象と思われる世帯には、すでに確認書を送付しています。確認書に記載された期限までに、必要書類を提出してください。対象であると思われるが確認書が届かない方は、お問い合わせください。

※一部、申請が必要な場合があります。申請書類などを提出する場合の申請期限は、9月30日(金)まで(必着)です。詳しくは、お問い合わせください。

◆令和4年度住民税非課税世帯

令和3年12月10日時点で、市区町村に住民登録がある方で、令和4年6月1日に小平市に住民登録があり、かつ世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯

※令和4年度住民税非課税で対象と思われる世帯には、すでに確認書を送付しています。確認書に記載された期限までに、必要書類を提出してください。対象であると思われるが確認書が届かない方は、お問い合わせください。

※令和3年度住民税非課税世帯に対する給付を受けた世帯は対象外です。また、令和3年度住民税非課税世帯に対する給付の対象であるが未申請または支給を辞退した世帯は対象外です。

※一部、申請が必要な場合があります。申請書類などを提出する場合の申請期限は、9月30日(金)まで(必着)です。詳しくは、お問い合わせください。

◆家計急変世帯

次のすべてに該当する世帯

▷新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降に家計が急変した

▷世帯全員それぞれの年収見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下になった

※支給には、申請が必要です。小平市ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、9月30日(金)まで(必着)に、必要書類を提出してください。

※申請書をダウンロードできない方は、お問い合わせください。

ー 共 通 ー

※住民税非課税世帯または家計急変世帯に対する給付のいずれかを受けた世帯は支給できません。 ※住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯は対象外です。

申請書などの送付先

〒176-8790 練馬区豊玉北3-21-7 アリアス桜台2階 小平市臨時特別給付金担当

※旧住所(〒170-8750 豊島区東池袋4-5-2 ライズアリーナビル13階 小平市臨時特別給付金担当)記載の封筒はそのまま使えます。

問合せ

小平市臨時特別給付金コールセンター ☎0120(929)984 (平日の午前9時～午後5時15分)

抗原定性検査キットの配布

都では、新型コロナウイルス感染症を疑う症状がある20歳代から40歳代の方(有症状者)や濃厚接触者の方に対して、抗原定性検査キットを配布しています。

申込み 検査キット申込サイト(右図QRコード)へ



症状がある20歳代～40歳代の方



濃厚接触者の方

自宅で検査、オンラインで申請 東京都陽性者登録センター

都では、東京都陽性者登録センターを開設しています。これは、自宅などで自主的な検査で陽性と判明した20歳代から40歳代で重症化リスクの少ない方が、オンラインで申請し、その情報をもとに医師が診断し、保健所に発生届を提出するものです。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

※薬の処方はいりません。

受付 午前9時～午後5時(年中無休)

申込み ホームページ(右図QRコード)内の専用フォームへ

🔍検索 東京都陽性者登録センター



東京都陽性者登録センター

自宅療養者・濃厚接触者の方に 食料品などを支援

新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅療養している方

▷自宅療養サポートセンター(うちさぼ東京) ☎0120(670)440(24時間受付)

新型コロナウイルス感染症と診断され、自宅療養している方や濃厚接触者の方(東京都の自宅療養サポートセンター(うちさぼ東京)から食料品が届いている方を除く)

▷健康センター ☎042(346)3701、FAX042(346)3705

新型コロナウイルス感染症の相談先

▷東京都発熱相談センター(看護師・保健師が対応)

☎03(5320)4592、03(6258)5780(24時間受付)

▷東京都発熱相談センター 医療機関案内専用ダイヤル(一般オペレーターが対応) ☎03(6732)8864、03(6630)3710、03(6636)8900(24時間受付)